

# 青森県報

号外第十七号

平成二十四年  
三月三十日  
(金曜日)

## 目 次

### 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一

### 訓 令

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令…………… (人事課) …… 三

青森県行政組織規則の一部を改正する訓令…………… (同) …… 四

青い森セントラルパークチーム設置規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 五

## 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十五号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表商工労働部の項中「経営支援課、工業振興課」を「地域産業課、産業立地推進課」に改め、同表県土整備部の項中「高規格道路・津軽ダム対策課」を削る。

第十条の総務部の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 高圧ガス等の保安に関する事項

第十条の商工労働部の項の第二号中「及び高圧ガス等の保安」を削る。

第十一条の市町村振興課の項の第三号中「並びに市町村の区域内の町及び字」を削り、同項中第二十三号及び第二十四号を削り、第二十五号を第二十三号とし、第二十六号を第二十四号とし、同条の防災消防課の項中第十三号を第二十号とし、第十二号を第十九号とし、第十一号の次に次の七号を加える。

十二 高圧ガスの保安に関する事項。

十三 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する事項。

十四 ガス事業に関する事項。

十五 火薬類及び武器等製造の取締りに関する事項。

十六 電気用品の安全に関する事項。

十七 電気事業に関する事項。

十八 電気工事士及び電気工事業に関する事項。

第十三条の高齢福祉保険課の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成十三年法律第二十六号)に規定

する高齢者生活支援サービスに関する事項。

第十三条の障害福祉課の項の第十一号中「及び障害者介護給付費等不服審査会」を

「障害者介護給付費等不服審査会及び障害児通所給付費等不服審査会」に改める。

第十三条の二の商工政策課の項の第十三号を同項の第二十三号とし、同項の第十二号中「中小企業調停審議会」の下に「及び大規模小売店舗立地審議会」を加え、同号を同項の第二十二号とし、同項中第十一号を第二十一号とし、第十号を第二十号とし、第九号を第十五号とし、同号の次に次の四号を加える。

十六 鉱業の振興計画に関する事項。

十七 鉱業権の設定出願の協議に関する事項。

十八 休廃止鉱山に係る鉱害防止の工事に係る事項。

十九 地下資源の開発調査に関する事項。

第十三条の二の商工政策課の項の第八号の次に次の六号を加える。

九 大規模小売店舗に関する事。

十 小売商業及び割賦販売に関する事。

十一 商業市場調査に関する事。

十二 商業振興に係る施策の企画、立案及び推進に関する事。

十三 中心市街地活性化の推進に関する事。

十四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会に関する事。

第十三条の二の経営支援課の項中「経営支援課」を「地域産業課」に改め、同項中第六号から第十二号までを削り、第五号を第六号とし、第一号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 工業振興に係る施策の企画、立案及び推進に関する事（他課の分掌に係る事務を除く。）。

第十三条の二の工業振興課の項を次のように改める。

産業立地推進課

一 企業誘致に関する事。

二 工場立地に関する事。

三 新産業都市建設計画、高度技術産業集積活性化計画及び農村地域工業等導入基本計画の策定及び推進に関する事。

第十四条の構造政策課の項の第十号中「農地等の権利の設定及び移転並びに」を削り、同条のりんご果樹課の項の第四号及び畜産課の項の第十五号を削る。

第十六条の道路課の項の第一号中「（高規格道路・津軽ダム対策課の分掌に係る事務を除く。）」を削り、同項中第十一号を第十三号とし、第六号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の二号を加える。

六 高規格幹線道路の建設の促進に関する事。

七 関係行政機関及び関係団体との高規格幹線道路及び地域高規格道路の建設に関する事務の連絡調整に関する事。

第十六条の河川砂防課の項の第三号中「及び海岸」を「海岸及び砂防設備」に、「砂防設備」を「下水道」に改め、同項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十八号とし、同号の前に次の三号を加える。

十五 津軽ダムの建設の促進に関する事。

十六 関係行政機関及び関係団体との津軽ダムの建設に関する事務の連絡に関する事。

十七 津軽ダムの建設に伴う関連事業の調整に関する事。

第十六条の都市計画課の項の第七号中「こと」の下に「（河川砂防課の分掌に係る事務を除く。）」を加え、同項の第十八号を削り、同項の第十九号中「及び県営駐車場」を「県営駐車場及び青い森セントラルパーク」に改め、同号を同項の第十八号とし、同項の第二十号を同項の第十九号とし、同条の建築住宅課の項の第十二号中「こと」の下に「（高齢福祉保険課の分掌に係る事務を除く。）」を加え、同条の高規格道路・津軽ダム対策課の項を削る。

第十六条の二の観光交流推進課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とする。

第二十条第五項中「高齢福祉保険課、こどもみらい課及び障害福祉課」を「がん・生活習慣病対策課、医療業務課及び保健衛生課」に、「がん・生活習慣病対策課、医療業務課及び保健衛生課」を「高齢福祉保険課、こどもみらい課及び障害福祉課」に改め、同条第六項中「経営支援課及び労政・能力開発課」を「及び地域産業課」に、「工業振興課及び新産業創造課」を「産業立地推進課、新産業創造課及び労政・能力開発課」に改め、同条第七項中「食の安全・安心推進課、団体経営改善課、構造政策課、農産園芸課及びりんご果樹課」を「畜産課、林政課、農村整備課、水産局水産振興課及び水産局漁港漁場整備課」に、「畜産課、林政課、農村整備課、水産局水産振興課及び水産局漁港漁場整備課」を「食の安全・安心推進課、団体経営改善課、構造政策課、農産園芸課及びりんご果樹課」に改める。

第二十条の五を第二十条の六とし、第二十条の四の次に次の一条を加える。

（がん対策推進監）

第二十条の五 健康福祉部にがん対策推進監を置く。

2 がん対策推進監は、特に命ぜられたがん対策に関する事項を総括整理する。

第三十条第二項第二号中「県民税の」の下に「利子割、」を加える。

第三十二条第九項第三号中「相談支援事業（精神障害者に係るものを除く。）」を「一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業」に改め、同項第五号中「による」の下に「障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、」を加え、「及び」を「又は」に改め、同条第十項第二号中「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改める。

第六十七条中「第一号に掲げる事務を除く」を「第二号に掲げる事務（重症心身障害児（重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害（第一号において「肢体不自由」という。）が重複している児童をいう。第一号及び第二号において同じ。）に係るものに限る。）並びに第三号、第五号及び第六号に掲げる事務に限る」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改める。

一 肢体不自由児（肢体不自由のある児童をいう。次号において同じ。）及び重症心身障害児を通じて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び集団生活への適応のための訓練並びに治療を行うこと。

二 肢体不自由児及び重症心身障害児を人所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うこと。

第六十七条第三号中「次号」を「第六号」に改め、同条第四号中「及び保健指導」を「保健指導等」に改め、同号を同条第六号とし、同条第三号の次に次の二号を加える。

四 障害者（障害者自立支援法第四条第一項に規定する障害者をいう。次号において同じ。）を通わせて、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供等の便宜を供与すること。

五 障害者を人所させて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与すること。

第七十一条第十号中「第二十二條第二項」の下に「又は第五十一条の七第二項」を加え、「同条第一項に規定する支給要否決定」を「同法第二十二條第一項又は第五十一条の七第一項の支給の要否の決定」に改め、同条第十一号中「第二十六條第一項」の下に「又は第五十一条の十一」を加える。

別表第六青森県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

青森県 障害児 通所給 付費等 不服審 査会	知事の諮問に応じ、児童福祉法第五十六条の五の五第二項において準用する障害者自立支援法（以下この項において「準用障害者自立支援法」という。）第九十八条第一項の規定により、児童福祉法第五十六条の五の五第一項の審査請求の事件を取り扱うこと。	準用 障害 者自 立支 援法	準用 障害 者自 立支 援法	五人 以内	準用 障害 者自 立支 援法	準用 障害 者自 立支 援法	障害福祉課
---------------------------------------	---	----------------------------	----------------------------	----------	----------------------------	----------------------------	-------

別表第六青森県大規模小売店舗立地審議会の項中「経営支援課」を「商工政策課」

に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。
  - 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部改正（平成二年三月青森県規則第十八号）の一部を次のように改正する。
- 別表第三中「高規格道路・津軽ダム対策課長」を削る。

訓 令

青森県訓令甲第六号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整理に関する訓令

(危険作業手当支給規程の一部改正)

第一条 危険作業手当支給規程（昭和三十三年三月青森県訓令甲第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「本庁工業振興課」を「本庁防災消防課、本庁商工政策課」に改める。

第五条中「本庁工業振興課長」を「本庁防災消防課長、本庁商工政策課長」に改める。

(青森県職員被服貸与規程の一部改正)

第二条 青森県職員被服貸与規程（昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二中

防災行政用情報通信網の管理及び作業用	作業服 雨合羽 ゴム長靴 防寒衣
--------------------	---------------------------

を

防災行政用情報通信網の管理及び作業用	作業服 雨合羽 ゴム長靴 防寒衣
高圧ガス、火薬類等の取扱いに係る指導取締り用	作業服 安全帽 安全靴 ゴム長靴 防寒衣

に改め、

同表商工労働部商工政策課の項を次のように改める。

商工労働部商工政策課	鉍毒防止工事現場監督用	作業服 安全帽 安全靴 ゴム長靴 防寒衣
計量検定用		作業服

別表第二商工労働部工業振興課の項を削る。

(青森県雪対策連絡会議設置規程の一部改正)

第三条 青森県雪対策連絡会議設置規程(昭和五十二年十月青森県訓令甲第二十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「高規格道路・津軽ダム対策課長」を削る。

(青森県企業誘致対策連絡会議設置規程の一部改正)

第四条 青森県企業誘致対策連絡会議設置規程(昭和三十七年一月青森県訓令甲第二号)の一部を次のように改正する。

第八条中「商工労働部工業振興課」を「商工労働部産業立地推進課」に改める。

別表二中「工業振興課長」を「産業立地推進課長」に改め、「高規格道路・津軽ダム対策課長」を削る。

(青森県農村地域工業等導入促進対策連絡会議設置規程の一部改正)

第五条 青森県農村地域工業等導入促進対策連絡会議設置規程(昭和四十六年十二月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「経営支援課長、工業振興課長」を「地域産業課長、産業立地推進課長」に改め、「高規格道路・津軽ダム対策課長」を削る。

第八条中「商工労働部工業振興課」を「商工労働部産業立地推進課」に改める。

(青森県土地利用対策会議規程の一部改正)  
第六条 青森県土地利用対策会議規程(昭和四十八年五月青森県訓令甲第二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「工業振興課長」を「産業立地推進課長」に改め、「高規格道路・津軽ダム対策課長」を削る。

(青森県八戸港漁業補償対策会議規程の一部改正)  
第七条 青森県八戸港漁業補償対策会議規程(昭和四十九年十一月青森県訓令甲第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項第二号中「工業振興課」を「産業立地推進課」に改める。

第六条第二項中「工業振興課長」を「産業立地推進課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第七号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

県境再生対策室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

県境再生対策室設置規程の一部を改正する訓令

県境再生対策室設置規程（平成十五年九月青森県訓令甲第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「及び次長」を削り、同条第三項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第八号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

まるごとあおり情報発信チーム設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

まるごとあおり情報発信チーム設置規程の一部を改正する訓令

まるごとあおり情報発信チーム設置規程（平成二十三年三月青森県訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「本県の魅力についての情報の発信に係る施策の企画、立案及び推進に関する」を「次の」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 本県の魅力についての情報の発信に係る施策の企画、立案及び推進に関すること。
- 二 観光資源の開発に係る施策の推進に関すること。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第九号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青い森セントラルパークチーム設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青い森セントラルパークチーム設置規程を廃止する訓令

青い森セントラルパークチーム設置規程（平成二十三年三月青森県訓令甲第五号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭